<助成金情報>

福祉

第1回 「地域に密着した多様な生活支援活動を応 援する助成事業」

島根県共同募金会では、赤い羽根ポスト・コロナ(新型感染 症)社会に向けた福祉活動応援キャンペーンの寄付金、及 び中央共同募金会からの助成金を原資として、民間の相談 支援活動、食支援や居住支援などの活動を行う非営利団 体・グループに対して助成します。

「助成金額〕 原則 1件あたり上限30万円

〔申込締切〕5月27日

【対象団体】 市民活動団体 NPO法人

〔発信元〕 島根県共同募金会

(URL) http://www.akaihane-shimane.jp

福祉

令和4年度 NHK 歳末たすけあい助成

地域福祉の推進に要する機器・備品及び車両整備費を助 成します。

〔助成金額〕100万円以内

〔申込締切〕5月31日

【対象団体】 地域福祉推進事業を 行う法人・団体

〔発信元 島根県共同募金会

(URL) http://www.akaihane-shimane.jp/josei/NHKsaimatsu/209

福祉

第20回 配食用小型電気自動車寄贈事業

みずほ教育福祉財団では、高齢者を対象とした福祉活動を 支援するため、みずほフィナンシャルグループ役職員からの 募金を主な原資として、高齢者向けに配食サービスを行っ ている民間団体に対し、配食用小型電気自動車(愛称:み ずほ号)の寄贈を行います。

〔助成内容〕配食用小型電気自動車1台(14団体を予定)

「申込締切〕6月10日

【対象団体】 市民活動団体 NPO法人

〔発信元(公財)みずほ教育福祉財団 (URL) http://www.mizuho-ewf.or.jp 子ども

令和4年度 ベンチャーキッズスクール事業

島根県と島根県信用保証協会では、次代を担う児童生徒 を対象に起業家精神を養うことを目的とし、キッズスクール の企画・運営を行う団体へ助成します。

〈スクールの対象者〉

地域の小中学校に在学する児童生徒 〈スクールでの学習内容〉

ビジネスやものづくりに関する心構えや基礎的知識の習得

〔助成金額〕1団体、上限25万円

「申込締切〕6月17日

【対象団体】 市民活動団体 NPO法人

〔発信元 島根県庁中小企業課

(U R L) http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangy o/kigyo/kids/venturekidsschool.html

環境

令和4年度 企業局の森づくり事業委託先募集

島根県企業局では、運営する水力発電所や浄水場の上流 域を中心に森づくり(植栽活動)を行っています。令和4年度 に地域や小中学生などと連携して植栽活動を実施していた だける業務委託先を募集します。

〔助成金額〕1団体50万円以内

[申込締切]8月31日

【対象団体】 市民活動団体NPO法人

〔発信元 島根県企業局経営課

(U R L) http://pr.ed-shimane.jp/news/318

※各種助成金の詳細については、

発信元のホームページをご覧ください。

発行元:益田市市民活動支援センター

Eメール:npo@city.masuda.lg.jp



NPO市民活動団体情報誌

2022年 5月発行 第105号



セミナーのお知らせ

(公財) ふるさと島根定住財団よりセミナーのお知らせです。

しまね社会貢献基金を活用したクラウドファンディングに挑戦される任意団体、NPO法人、非営利型の一 般社団法人等を対象としています。

チラシ等については、ホームページをご覧ください。

ふるさと島根定住財団: https://furefure-shimane.jp/

しまね社会 献基金連携型 ファンドレイジングセミナー

NPO活動に必要な資金調達・ファンドレイジングについて、基本から学び、計画づくりから実践ま で、一貫して学べるセミナーです。

2022 年度は、しまね社会貢献基金を活用したクラウドファンディングと連携してセミナーを開催しま す。

この機会に、資金調達にチャレンジしてみませんか!?

認定ファンドレイザー

NPO 法人まちづくりネットワーク島根 理事 森山 忍氏

参加費 無料

定員 10団体程度

場所 オンライン(Zoom)参加者の方には後日 URL を連絡

締切 5月31日(火)17時 ◇申込方法

FAX、Eメールまたは以下 の申込フォームからお申込 みください。 こちら↓↓

◇こんな団体におすすめです

- ・活動資金が乏しく、新たな財源を見つけたい
- ・事業計画はあるが資金に困っている
- ・クラウドファンディングに挑戦したい
- ・資金調達の方法を学んでみたい
- ・寄附者を増やしていきたい

◇日程

DAY1 2022/6/7 (火) DAY2 2022/7/12 (火)

時間 18:30-20:30

※基本的には両日参加ください

※2021 年にモデル事業を実施した、しまね社会貢献基金を活用したクラウドファンディングが、 2022 年に本格始動します。事業実施には事前に団体登録が必須になりますので、未登録の団体さ んは早めに登録しましょう。



益田市常盤町1番1号 益田市役所連携のまちづくり推進課内

TEL:0856-31-0600 FAX:0856-23-7708

登録団体の活動報告

市民活動養成塾



市役所ロビーでの パネル展示の様子

4月28日(火)「サンフランシスコ講和条約について」の研修会が、益田市人権センターで開催されました。 前半、代表 福原さん作成の資料「サンフランシスコ体制の歪(いびつ)な起源」の内容説明。

後半、「関口宏のもう一度!近現代史」 <BS-TBS の番組: 当時の映像と、保坂正康さん(作家・評論家)の解説>のサンフランシスコ講和条約関連の放送を視聴しました。

「1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約が発効しました。70年前のことです。

この間に日本国民は、この講和条約が何をもたらしたかを身をもって体験したにも関わらず、その実相を忘れています。いや、知りません。

対日講和とは何だったのか、対日講和の現実を検証することは、現状を見直し、未来について考えることにつながります。「沖縄の本土復帰50年」を考える上で一つの出発点となります。|

上記の案内の元、12名の方が参加されました。

この研修の後、5月15日の「沖縄の本土復帰50年」に向けて、 5月14日に"本土復帰50年を考える集会"を開催。

5月11日~18日には、益田市役所ロビーにて、沖縄戦の写真の パネル展示も行われました。

「まず、知ることが大切だ。」と、福原さんはいわれます。

☆毎月の研修会への参加、お待ちしています☆



4月28日 研修会の様子

~ お知らせ~

人権講座「簡単なハングル」受講生募集!!

「アンニョンハセヨ (こんにちは) \(^o^)/」

初心者向けの教室を開催します。

隣国の歴史や文化、民俗習慣などについても学びます。

私達の地域との、違いや共通点を理解し、異文化理解・共生社 会に向けた市民意識の醸成を図ることを目的としています。

期 間:5月下旬から7月下旬

会 場:市民活動養成塾教室(遠田町1449-1)

対 象:継続して参加できる人(5名位)

受講料:1回500円(資料代他)

(初回はテキスト代1,200円)

問合せ先 市民活動養成塾事務局(福原)

TEL/FAX 27-2282

救急救命法講習会を開催します!

日本赤十字社島根県支部から講師をお招きして、心 肺蘇生法や AED の使い方、怪我の応急処置など盛り だくさんの救急救命法講習会を開催します。

日 時:5月22日13時~16時

※受付は、12:45から

会場:ジャストホール第2研修室(遠田町)

参加費:1,000円(会場費・講師料)

募集人員: 20名(先着順)

申込方法: info@sekisei-bousai.org までメールにて

問合せ先 特定非営利活動法人石西防災研究所

担当 伊藤(090-8248-1300)

ご参加をお待ちし ています♪



NPO 法人 ~ 役員変更について ~

役員に関して変更があった場合は、所轄庁に役員変更届出書の提出をお願いします。 ↓様式については、市のホームページよりダウンロードすることができます。

https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/seisakukikakukyoku/renkeinomachizukurisuishinka/1/5827.html

【変更事由】

- (1)新仟
- (2) 再任(任期満了による再任を含む)
- (3)任期満了
- (4) 死亡
- (5)辞仟
- (6)解任
- (7)代表者変更
- (8) 住所又は居所の異動
- (9) 改姓又は改名

【提出書類】

- <新任の場合>
- ●役員の変更等届出書
- ●変更後の役員名簿
- ●役員の就任承諾書及び宣誓書の謄本
- ●役員の住所又は居所を証明する書面(住民票) ※所轄庁による住民基本台帳での確認を希望 する場合は、「本人確認情報の照会に関する 同意書」を提出してください。
- <上記を除く変更>
- ●役員の変更等届出書
- ●変更後の役員名簿
- ※任期満了後に続けて就任する場合は、「任期満了と同時に再任」することになりますので、「再任」として 届出をします。任期は2年以内と定められていますので、長くとも2年に1度は届出が必要です。 法務局での手続きも同様です。
- ※代表者変更の場合は、法務局での手続きが必要です。

実務担当者のためのガイドライン

~NPO法人会計基準より抜粋~

費法

用人

(共通経費)

事業費や管理費とは具体的にどのようなものですか?

事業費とは、NPO 法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費やその他の経費をいいます。これは法人が、ある事業を遂行するために支出した人件費、Tシャツ等の売上原価(仕入れや製作費)、チラシやポスターの印刷費、講師への謝金、会場の賃借料、特定の事業の寄付金の募集のためのファンドレイジング(資金調達)費等、明らかに事業に関する経費として特定できる金額と、人件費、事務所の賃借料、水道光熱費、通信費、消耗品費、コピー機やパソコンなどの備品の減価償却費等といった事業部門と管理部門に共通する経費がある場合には、そのうち事業を行うために要した経費として合理的に算出された金額との合計額になります。

管理費とは、NPO 法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び水道光熱費等をいいます。

